

第 6 3 号議案

中間市公共下水道事業の設置等に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市公共下水道事業の設置等に関する条例

### (公共下水道事業の設置)

第1条 市の健全な発展及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

### (法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292条。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

### (経営の基本)

第3条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 区域 本市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）に定める区域
- (2) 施設 前号の区域内で事業計画に定める管きよ、ポンプ場及び処理場  
(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

### (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が3万円以上である場合とする。

### (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20万円以上のものとする。

### (会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

### (業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度

- 4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類にあつては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類にあつては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
- (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。
- 4 業務の状況の公表は、中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和24年3月31日中間町制定）の定める方法とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(中間市特別会計設置条例の一部改正)
- 2 中間市特別会計設置条例（昭和39年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「の各号」及び「、当該各号に定める目的のため、」を削り、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。  
第2条中「前条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号」を「前条各号」に改める。